

No.	提案事項名	提案の具体的内容	提案理由	具体的な根拠法令等
1	出国審査手続きの抜本的な見直し	出国審査のあり方を抜本的に見直し、審査手続きそのものを廃止すべきである。	<p>日本人並びに外国人旅客は、その者が出国する出入国港において、法務省令で定める手続きにより、入国審査官から出国の確認を受けなければならない。ただし、指紋等の事前登録を行った者については、出国手続きの際に出国審査場に設置された自動化ゲートの利用が認められている。</p> <p>「観光立国推進基本計画」（2017年3月28日閣議決定）で指摘されているとおり、インバウンド受入れ体制の強化に向けた取組みの一環として、日本人旅客も含め、最先端技術を活用した革新的な出入国審査の実現は重要である。自動化ゲートの利用促進のほか、顔認証ゲートの先行運用や顔認証によるOne ID化等、自動化に積極的に取り組んでいるが、あくまでも対面式から無人化への切り替えによる審査の効率的な実施にすぎないため、訪日外国人旅行者4000万人時代を目指すうえでは、出国審査自体の抜本的な見直しが求められる。</p> <p>出国審査に係る作業を搭乗手続きプロセスに適切に組み込み、出国審査手続きそのものを廃止すれば、動線短縮による旅行者の利便性の向上に加え、出国審査場の不要化による空港施設の有効活用や人員の効率的な配置等の実現が期待できる。</p> <p>なお、米国や英国では、出国審査において出入国管理局が管理するデータベースと照合する際に、民間旅客輸送機関が管理する旅客情報（航空会社であれば搭乗手続きの際に自社のシステムに入力した旅客情報）を活用することにより、対面式の出国審査手続きを廃止し、出国審査場自体が設置されていない。</p>	<p>出入国管理及び難民認定法 第25条、第60条</p> <p>出入国管理及び難民認定法施行規則 第27条</p>